

1 厚木市 訪問型サービス（独自） サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位			
種類	項目											
A2	1111	訪問型独自サービス１１	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合					1,176	1 月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス１１日割		1,176 単位		日割の場合	÷	30.4 日	39 単位	39	1 日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス１２		(2) 1 週に 2 回程度の場合					2,349	1 月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス１２日割		2,349 単位		日割の場合	÷	30.4 日	77 単位	77	1 日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス１３		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合					3,727	1 月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス１３日割		3,727 単位		日割の場合	÷	30.4 日	123 単位	123	1 日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス２１	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合					287 単位	287	1 回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス２２		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合			179 単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス２３				(二) 所要時間45分以上の場合			220 単位	220		
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合					163 単位	163		
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		12 単位 減算			-12	1 月につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合		÷	30.4 日	1 単位 減算	-1	1 日につき	
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合		23 単位 減算			-23	1 月につき	
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合		÷	30.4 日	1 単位 減算	-1	1 日につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		37 単位 減算			-37	1 月につき	
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合		÷	30.4 日	1 単位 減算	-1	1 日につき	
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合					3 単位 減算	-3	1 回につき
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合			2 単位 減算	-2	
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 2 3					(二) 所要時間45分以上の場合			2 単位 減算	-2	
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合					2 単位 減算	-2	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算			1 月につき		
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算					
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算					
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算					
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算			1 日につき		
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15% 加算			1 回につき		
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算			1 月につき		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算			1 日につき		
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加算			1 回につき		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算			1 月につき		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算			1 日につき		
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算			1 回につき		
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算				200 単位 加算	200		1 月につき		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100 単位 加算	100			
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位 加算	200			
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 単位 加算	50		1 回につき		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 137 /1000 加算		1 月につき		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 100 /1000 加算				
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 55 /1000 加算				
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 63 /1000 加算			
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 42 /1000 加算			
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24 /1000 加算					

2 厚木市 通所型サービス（独自） サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6 1111	通所型サービス１１	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１			1,798	１月につき
A6 1112	通所型サービス１１日割		1,798 単位	日割の場合	÷ 30.4日 59 単位	59	１日につき
A6 1121	通所型サービス１２		事業対象者・要支援２			3,621	１月につき
A6 1122	通所型サービス１２日割		3,621 単位	日割の場合	÷ 30.4日 119 単位	119	１日につき
A6 1113	通所型サービス２１	ロ １月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援１ ※ １月の中で全部で４回まで			436 単位	436 １回につき
A6 1123	通所型サービス２２		事業対象者・要支援２ ※ １月の中で全部で８回まで			447 単位	447
A6 C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算１１	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１		18 単位減算	-18 １月につき
A6 C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算１１日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1 １日につき	
A6 C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算１２			事業対象者・要支援２		36 単位減算	-36 １月につき
A6 C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算１２日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1 １日につき	
A6 C215	通所型高齢者虐待防止未実施減算２１		ロ １月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援１		4 単位減算	-4 １回につき
A6 C216	通所型高齢者虐待防止未実施減算２２			事業対象者・要支援２		4 単位減算	-4
A6 D211	通所型業務継続計画未策定減算１１	業務継続計画未策定減算	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１		18 単位減算	-18 １月につき
A6 D212	通所型業務継続計画未策定減算１１日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1 １日につき	
A6 D213	通所型業務継続計画未策定減算１２			事業対象者・要支援２		36 単位減算	-36 １月につき
A6 D214	通所型業務継続計画未策定減算１２日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1 １日につき	
A6 D215	通所型業務継続計画未策定減算２１		ロ １月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援１		4 単位減算	-4 １回につき
A6 D216	通所型業務継続計画未策定減算２２			事業対象者・要支援２		4 単位減算	-4
A6 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		１月につき
A6 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		１日につき
A6 8112	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		１回につき
A6 6105	通所型サービス同一建物減算１	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１		376 単位減算	-376 １月につき
A6 6106	通所型サービス同一建物減算２			事業対象者・要支援２		752 単位減算	-752
A6 6207	通所型サービス同一建物減算３		ロ １月当たりの回数を定める場合			94 単位減算	-94 １回につき
A6 5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき
A6 5010	通所型生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	１月につき
A6 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	
A6 6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50	
A6 5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200	
A6 5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150	150
A6 5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160	
A6 6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480	480
A6 6011	通所型サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援１		88 単位加算	88
A6 6012	通所型サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援２		176 単位加算	176
A6 6107	通所型サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援１		72 単位加算	72
A6 6108	通所型サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援２		144 単位加算	144
A6 6103	通所型サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援１		24 単位加算	24
A6 6104	通所型サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援２		48 単位加算	48
A6 4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)（３月に１回を限度）		100 単位加算	100	100
A6 4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
A6 6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)（６月に１回を限度）		20 単位加算	20	1回につき
A6 6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)（６月に１回を限度）		5 単位加算	5	
A6 6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	40 １月につき
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59 /1000 加算		
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43 /1000 加算		
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23 /1000 加算		
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12 /1000 加算		
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10 /1000 加算		
A6 6114	介護職員等ベースアップ等支援加算	ヨ 通所型サービスベースアップ等支援加算			11 /1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6 8001	通所型サービス１１・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１	1,798 単位		1,259	１月につき
A6 8002	通所型サービス１１日割・定超			59 単位		41	１日につき
A6 8011	通所型サービス１２・定超		事業対象者・要支援２	3,621 単位	定員超過の場合 ×70%	2,535	１月につき
A6 8012	通所型サービス１２日割・定超			119 単位		83	１日につき
A6 8003	通所型サービス２１・定超	ロ １月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援１ ※ １月の中で全部で４回まで	436 単位		305	１回につき
A6 8013	通所型サービス２２・定超		事業対象者・要支援２ ※ １月の中で全部で８回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A6 9001	通所型サービス１１・人欠	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１	1,798 単位		1,259	１月につき
A6 9002	通所型サービス１１日割・人欠			59 単位		41	１日につき
A6 9011	通所型サービス１２・人欠		事業対象者・要支援２	3,621 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	2,535	１月につき
A6 9012	通所型サービス１２日割・人欠			119 単位		83	１日につき
A6 9003	通所型サービス２１・人欠	ロ １月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援１ ※ １月の中で全部で４回まで	436 単位		305	１回につき
A6 9013	通所型サービス２２・人欠		事業対象者・要支援２ ※ １月の中で全部で８回まで	447 単位		313	

3 厚木市 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

R6.4.18変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメント A	介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2		442	1月につき
AF	1005	介護予防ケアマネジメント B			404	
AF	1007	介護予防ケアマネジメント C			742	
AF	1011	初回加算			300	
AF	1012	委託連携加算			300	
AF	1013	高齢者虐待防止措置未実施減算			-4	
AF	1014	業務継続計画未策定減算			-4	